

【環境特集】化学物質規制

REACH - ドイツにおける規則導入をめぐる動き

EUの歴史上最も野心的なプロジェクトであるREACH¹の化学物質規制は、順調なスタートを切った。

最初の1ヵ月で、およそ16,000もの物質が、ヘルシンキの欧州化学機関に予備登録された。

Sigmar Gabriel 連邦環境大臣は「この規則は、産業界に新たな投資機会を生み出すとともに、環境保護と消費者保護のための重要な第一歩となる」と述べた。

この規則の主要な目的は、それぞれの物質のもつリスクの可能性に関する認識のギャップを縮めることにあり、各化学物質に対する新しい規制システムの導入を通じて、個別の項目に対して、きめ細やかな知識の蓄積がなされることを狙いとしている。

このシステムを通じて新たに得られる知識は、革新的な製品開発や製造システムの開発を行う企業のビジネスにおいても活用されることが望ましいと考えられている。

また、市民の生活に直結する環境保護、労働者保護、消費者保護の各分野においては、高いレベルの規制が保証される。

2006年末にこの規則が採択されてから、重要な条文が発効するまでの間、主に必要な組織の設立、付則の整備や実行ガイドの作成に時間が費やされてきた。EU全体のレベルでは、欧州化学機関(ECHA)が設立され、関係者に詳細な情報を提供している。ドイツでは、REACH適合法が2008年6月1日に発効し、REACH規則の効率的で健全な実施のための共通基盤が提供された。この法は、連邦政府及び州政府に対して、罰則的制限や罰金を課す権限を与える条文も含んでいる。

具体的には、10万ユーロ以下の罰金または2年以下の懲役に相当する罰則が、REACH規則の不遵守に対して課せられている。また、人々の健康・生命・財産を危険に晒すようなケースでは、最大5年の懲役が科せられる。また、所管官庁の強化策として、所管官庁をREACHの法令の下にある役割を全うする立場に置き、例えば第三者機関に介入する権利や、監視目的で異なる機関から情報を得る権利を与える。

¹ ・ ECHA (欧州化学物質庁 European Chemicals Agency)

・ REACH (化学物質の登録、認可、評価、制限に関する規則 Registration, Evaluation, Authorization, and Restriction of Chemicals)

については、下記資料やウェブページ等を参照されたい。

NEDO海外レポート1006号(2007.9.5発行): 欧州化学物質庁(ECHA)とREACH規制についてのQ&A(EU)

<http://www.nedo.go.jp/kankobutsu/report/1006/1006-02.pdf>

経済産業省

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/reach.html

環境省

<http://www.env.go.jp/chemi/reach/reach.html>

REACHの基本的な説明については、経済産業省のサイトに掲示されている以下の資料などがある。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/files/reach/REACH080516.pdf

欧州全体のディシジョンメイキングに貢献する機関として、連邦労働安全衛生研究所 (BAuA) 内に、連邦化学物質局が設立された。その役割は以下の通りである。

- ・登録時の提出物として登録者が提出した試験結果資料の評価
- ・欧州化学機関、欧州連合および加盟国の所管官庁と協働した化学物質の分類、ラベリングの調整
- ・研究開発における REACH 規則の除外規定に関して、欧州化学機関の原案に対する助言・提言
- ・連邦環境省や連邦リスクアセスメント研究所、他の専門家や所管官庁と連携協力し、環境問題、健康問題、労働安全問題など特定の分野における、個別のケースに対する化学物質の評価

連邦化学物質局はまた、企業に対して、彼らが遵守べき義務についてのガイダンスを行う「REACH ヘルプデスク」の運用を開始した。

現在、このヘルプデスクには多数の問い合わせが寄せられており、この問い合わせの数の多さが、REACH に関する情報提供に対する企業の関心の大きさを示しているとともに、REACH が大きな効果を持つべく始動していることを物語っている。

また、この制度を後押しする動きとして、既存の化学物質規制法 (Chemikaliengesetz) を改訂する形で REACH 規則と国内法との調整作業を行う予算が、2007 年 12 月にドイツ連邦政府によって決定された。

この予算は現在、REACH 規則に関してさらなる法改正を求める連邦参議院 (ドイツ連邦各州の代表者による議会) にて審議中であるが、遅くとも今年度中には議会を通過、実行に移されることになる。この予算はまた、ドイツにおける REACH 規則を実施するための所轄官庁の決定・アレンジと制度設計に係る調査費に充当される。

参考文献

連邦環境省プレスリリース

Guter Start für europäische Chemikalienverordnung

Berlin, 02.07.2008

http://www.bmu.de/pressemitteilungen/aktuelle_pressemitteilungen/pm/41930.php

Clifford Chance Global Environmental Group

01.07.2008

Germany: REACH UPDATE: German Cabinet Proposes A National Implementation And Enforcement Regime For REACH

<http://www.mondaq.com/article.asp?articleid=63076>